

港湾法施行令及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

一	港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）（第一条関係）	1
二	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令（平成十八年政令第二百七十八号）（抄）（第二条関係）	3
三	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による神戸港の特定用途港湾施設の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設等を定める政令（平成七年政令第四十五号）（抄）（附則第四条関係）	5
四	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十四号）（抄）（附則第五条関係）	6

改正案	現行
<p>（国の貸付けの条件の基準）</p> <p>第五条 法第五十五条の七第一項の国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 港湾管理者は、国土交通省令で定める事項につき次条第七号の承認をしようとする場合にはあらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならず、<u>同条第八号</u>の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならぬものとする。</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（港湾管理者の貸付けの条件の基準）</p> <p>第六条 法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（削除）</p>	<p>（国の貸付けの条件の基準）</p> <p>第五条 法第五十五条の七第一項の国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 港湾管理者は、国土交通省令で定める事項につき次条第九号の承認をしようとする場合にはあらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならず、<u>同条第十号</u>の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならぬものとする。</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（港湾管理者の貸付けの条件の基準）</p> <p>第六条 法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 貸付けを受ける者は、その貸付けに関し担保を提供しなければならないものとする。この場合において、その担保が保証であるときは、保証人が貸付けを受ける者と連帯した保証としなければならないものとする。</p> <p>六 貸付けを受ける者は、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、港湾管理者の指示により、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないものとする。</p>

五〇十一 (略)

(貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用)

第十条 第五条及び第六条(第六号、第七号イ及び第八号を除く。)の規定は、法第五十五条の八第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定(第六条第十一号を除く。)中「港湾管理者」とあるのは「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港湾運営会社」と、第五条第一項第四号中「ならず、同条第八号の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ」とあるのは「ならず、同項第五号並びに第六条第三号、第七号ロ及びハ、第九号並びに第十号中「特定用途港湾施設」とあるのは「埠頭群を構成する港湾施設」と、同条第十一号中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港湾運営会社」と、「港湾管理者」とあるのは「国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾の港湾管理者」と読み替えるものとする。

2

(略)

七〇十三 (略)

(貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用)

第十条 第五条及び第六条(第八号、第九号イ及び第十号を除く。)の規定は、法第五十五条の八第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定(第六条第十三号を除く。)中「港湾管理者」とあるのは「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港湾運営会社」と、第五条第一項第四号中「ならず、同条第十号の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ」とあるのは「ならず、同項第五号並びに第六条第三号、第九号ロ及びハ、第十一号並びに第十二号中「特定用途港湾施設」とあるのは「埠頭群を構成する港湾施設」と、同条第十三号中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港湾運営会社」と、「港湾管理者」とあるのは「国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾の港湾管理者」と読み替えるものとする。

2

(略)

改正案	現行
<p>（政府の貸付けの条件の基準）</p> <p>第二条 法第六条第一項の政府の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 港湾管理者は、次条第八号の承認をしようとする場合にはあらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。</p> <p>2 港湾管理者が法第六条第一項の政府の貸付けに係る港湾管理者の貸付けを受ける指定会社に対しその貸付金の全部又は一部の償還期限を延長する場合において、国土交通大臣がその延長について災害その他特別の事情により償還が著しく困難であるためやむを得ないものと認めるときは、政府及び港湾管理者は、当該貸付金に係る政府の貸付金の全部又は一部について、担保の提供をせず、かつ、利息を付さないで、償還期限を延長するよう貸付けの条件を変更することができるものとする。</p> <p>（港湾管理者の貸付けの条件の基準）</p> <p>第三条 法第六条第一項の政府の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（削除）</p>	<p>（政府の貸付けの条件の基準）</p> <p>第二条 法第六条第一項の政府の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 港湾管理者は、次条第十号の承認をしようとする場合にはあらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。</p> <p>2 港湾管理者が法第六条第一項の政府の貸付けに係る港湾管理者の貸付けを受ける指定会社に対しその貸付金の全部又は一部の償還期限を延長する場合において、国土交通大臣がその延長について災害その他特別の事情により償還が著しく困難であるためやむを得ないものと認めるときは、政府及び港湾管理者は、当該貸付金に係る政府の貸付金の全部又は一部について、担保の提供をせず、かつ、利息を付さないで、償還期限を延長するよう貸付けの条件を変更することができるものとする。</p> <p>（港湾管理者の貸付けの条件の基準）</p> <p>第三条 法第六条第一項の政府の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 貸付けを受ける指定会社は、その貸付けに関し担保を提供しなければならぬものとする。この場合において、その担保が保証人であるときは、保証人が貸付けを受ける指定会社と連帯した保証人しなければならないものとする。</p> <p>八 貸付けを受ける指定会社は、担保の価額が減少し、又は保証人を</p>

七
十
(略)

九
十二
(略)

不
適
当
と
す
る
事
情
が
生
じ
た
と
き
は
、
港
灣
管
理
者
の
指
示
に
よ
り
、
増
担
保
の
提
供
又
は
保
証
人
の
変
更
そ
の
他
担
保
の
変
更
を
し
な
け
れ
ば
な
ら
な
い
も
の
と
す
る
こ
と
。

○ 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による神戸港の特定用途港湾施設の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設等を定める政令（平成七年政令第四十五号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（港湾法施行令の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第二条 法第七十二条の規定により港湾法第五十五条の七第一項及び第三項から第五項までの規定を適用する場合における港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第五条及び第六条の規定の適用については、同令第五条第一項第五号中「特定用途港湾施設の建設又は改良及び管理」とあるのは「特定用途港湾施設（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十二条に規定する特定用途港湾施設をいう。次条第六号及び第七号において同じ。）の災害復旧事業（同法第七十一条に規定する災害復旧事業をいう。次条第六号、第七号イ及び第八号において同じ。）」と、同令第六条第六号中「所定の工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、「建設又は改良及び管理」とあるのは「災害復旧事業」と、同令第七号イ中「工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、同令第八号中「所定の工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、「第二条各号に定める要件」とあるのは「当該災害復旧事業の目的」とする。</p>	<p>（港湾法施行令の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第二条 法第七十二条の規定により港湾法第五十五条の七第一項及び第三項から第五項までの規定を適用する場合における港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第五条及び第六条の規定の適用については、同令第五条第一項第五号中「特定用途港湾施設の建設又は改良及び管理」とあるのは「特定用途港湾施設（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十二条に規定する特定用途港湾施設をいう。次条第八号及び第九号において同じ。）の災害復旧事業（同法第七十一条に規定する災害復旧事業をいう。次条第八号、第九号イ及び第十号において同じ。）」と、同令第六条第八号中「所定の工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、「建設又は改良及び管理」とあるのは「災害復旧事業」と、同令第九号イ中「工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、同令第十号中「所定の工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、「第二条各号に定める要件」とあるのは「当該災害復旧事業の目的」とする。</p>

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十四号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（港湾法施行令の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第三条 法第三百三十五条の規定により港湾法第五十五条の七第一項及び第三項から第五項までの規定を適用する場合における港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第五条及び第六条の規定の適用については、同令第五条第一項第五号中「特定用途港湾施設の建設又は改良及び管理」とあるのは「特定用途港湾施設（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十四号）第二条各号に掲げるものに限る。次条第六号及び第七号イにおいて同じ。）の災害復旧事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三百三十五条に規定する災害復旧事業をいう。次条第六号、第七号イ及び第八号において同じ。）」と、同令第六号第六号中「所定の工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、「建設又は改良及び管理」とあるのは「災害復旧事業」と、同令第七号イ中「工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、同令第八号中「所定の工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、「第二条各号に定める要件」とあるのは「当該災害復旧事業の目的」とする。</p>	<p>（港湾法施行令の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第三条 法第三百三十五条の規定により港湾法第五十五条の七第一項及び第三項から第五項までの規定を適用する場合における港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第五条及び第六条の規定の適用については、同令第五条第一項第五号中「特定用途港湾施設の建設又は改良及び管理」とあるのは「特定用途港湾施設（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十四号）第二条各号に掲げるものに限る。次条第八号及び第九号イにおいて同じ。）の災害復旧事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三百三十五条に規定する災害復旧事業をいう。次条第八号、第九号イ及び第十号において同じ。）」と、同令第六号第八号中「所定の工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、「建設又は改良及び管理」とあるのは「災害復旧事業」と、同令第九号イ中「工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、同令第十号中「所定の工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、「第二条各号に定める要件」とあるのは「当該災害復旧事業の目的」とする。</p>